

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号

神戸環境クリエート株式会社

氏名

代表取締役 山本 宏光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元 喜造



許可の年月日 令和 2年 5月 2日

許可の有効年月日 令和 7年 5月 1日

## 1. 事業の範囲

中間処理

(1) 焼却

- ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧繊維くず  
⑨動植物性残さ ⑩動物系固形不要物 ⑪ゴムくず ⑫金属くず  
⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭動物のふん尿 ⑮動物の死体

以上15種類

(2) 破碎

- ①汚泥 ②廃プラスチック類 ③金属くず ④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上4種類

(以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり ( (1)~(2)の計2施設 )

## 3. 許可の条件

環境省令で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 5月 2日	新規許可	平成22年 5月 2日	更新許可
平成 7年 5月 2日	更新許可	平成23年 6月24日	変更許可 (2品目追加)
平成12年 5月 2日	更新許可	平成27年 5月 2日	更新許可
平成17年 5月 2日	更新許可	平成30年 5月28日	変更届 (混焼時の処理能力)
平成21年 4月 6日	変更許可	令和 2年 5月 2日	更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 (無)

## 事業の用に供するすべての施設

次の(1)～(2)の計2施設。

## (1) 種類 : 焼却施設

廃棄物の種類 : 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固型不要物, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 動物のふん尿, 動物の死体

設置場所 : 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号

設置年月日 : 平成20年12月8日

処理能力 : 75.56t/日(混焼時)

47.10t/日(汚泥), 0.86t/日(廃油), 4.80t/日(廃酸), 4.80t/日(廃アルカリ),  
36.31t/日(廃プラスチック類), 61.42t/日(紙くず), 61.42t/日(木くず),  
61.42t/日(繊維くず), 34.13t/日(動植物性残さ),  
34.13t/日(動物系固形不要物), 51.00t/日(ゴムくず), 34.13t/日(金属くず),  
31.16t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず),  
47.10t/日(動物のふん尿), 34.13t/日(動物の死体)

許可年月日 : 平成19年12月27日

許可番号 : 第2057号

## (2) 種類 : 破碎施設

廃棄物の種類 : 汚泥, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

設置場所 : 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号

設置年月日 : 平成20年12月8日

処理能力 : 5.12 t/日(汚泥),

4.12 t/日(廃プラスチック類),

1.14 t/日(金属くず),

3.70 t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

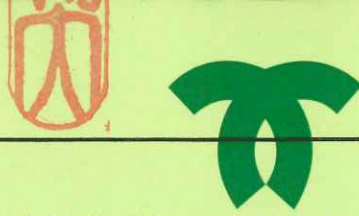
届出受理年月日 : 平成19年10月16日

届出受理番号 : 第1111号

(許可証 裏面)

以下余白





# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神戸市長田区蒨藻島町一丁目1番28号

神戸環境クリエート株式会社

氏名

代表取締役 山本 宏光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元 喜 造



許可の年月日 平成30年7月15日

許可の有効年月日 平成35年7月14日

## 1. 事業の範囲

中間処理

(1) 焼却

- ① 感染性産業廃棄物
- ② 汚泥 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ③ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ④ 廃酸 (pH2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ⑤ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)

以上5種類

取り扱える特定有害産業廃棄物の種類は以下の表のとおりとする。

有害物の種類	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機リン化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロロロエチレン	シス-1,2-ジクロロロロエチレン	1,2-ジクロロロロエタン	1,2-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類
汚泥	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-
廃酸	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
廃アルカリ	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○

〔○：取扱可能な特定有害産業廃棄物， -：取扱できない特定有害産業廃棄物〕

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類 : 焼却施設  
廃棄物の種類 : 感染性産業廃棄物, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ  
(「1. 事業の範囲」に記するものに限る。)  
設置場所 : 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号  
設置年月日 : 平成20年12月8日  
処理能力 : 75.56 t/日 (混焼時)  
61.42 t/日 (感染性産業廃棄物)  
47.10 t/日 (汚泥)  
0.86 t/日 (廃油)  
4.80 t/日 (廃酸)  
4.80 t/日 (廃アルカリ)  
許可年月日 : 平成19年12月27日  
許可番号 : 第2057号

## 3. 許可の条件

環境省令等で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 平成5年7月15日  | 新規許可                          |
| 平成10年7月15日 | 更新許可                          |
| 平成15年7月15日 | 更新許可                          |
| 平成18年2月20日 | 変更許可(品目追加:廃油)                 |
| 平成20年7月15日 | 更新許可                          |
| 平成21年4月6日  | 変更許可(品目追加:汚泥, 廃酸, 廃アルカリ)      |
| 平成25年7月15日 | 更新許可                          |
| 平成25年7月15日 | 変更許可(特定有害産業廃棄物(1,4-ジオキサン)の追加) |
| 平成30年5月28日 | 変更届(混焼時の処理能力)                 |
| 平成30年7月15日 | 更新許可                          |

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 (無)

(許可証 裏面)

以下余白